平成２６年（フ）第３０４０号
東京都北区赤羽西３丁目９―２　グリーンウッドハイツⅡ―104
債務者　水上　大輔
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０４２号
東京都板橋区赤塚８丁目21―８―202
債務者　小野由紀子
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０４４号
千葉県成田市橋賀台３―５―８―402
債務者　宮　　綾乃（旧姓白坂）
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０４６号
千葉県船橋市海神町南１丁目1613―３　コーラルコーポＢ棟201
債務者　保坂美恵子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０５０号
千葉県茂原市早野3005
債務者　太田　洋子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０５９号
東京都足立区保木間１丁目26―２―401
債務者　金子　　勝
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０６０号
東京都板橋区高島平８丁目18―３―201
債務者　吉田　千華
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０６６号
東京都板橋区大谷口上町81―７―201
債務者　萩原　玲子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０７０号
東京都西東京市新町２丁目２―２―203
債務者　岸　　嘉郎
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０７２号
東京都墨田区文花１丁目11―８―309
債務者　小田　牧子（旧姓日出）
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０７６号
東京都足立区新田３丁目17―２―201
債務者　古田　妙后（旧姓直山）
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０７９号
東京都世田谷区世田谷２丁目32―９―205
債務者　高岡　良弥
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７号
島根県鹿足郡津和野町森村イ635番地、前住所兵庫県加東市喜田１丁目１番地23
債務者　半田　一馬
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午後２時
松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第２５号
長崎県佐世保市黒髪町29番10号、旧住所長崎県佐世保市黒髪町30番25号
債務者　鉾屋シヲ子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
長崎県佐世保市松川町４番８号　松川アパート201、旧住所長崎県佐世保市小佐世保町５番15号　ヘブンヒルズ202
債務者　朴　　泳大
1　決定年月日時　平成26年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係